

令和3年度国際化支援（海外販路開拓・商談支援）に係る中小企業アドバイザーの募集について

独立行政法人中小企業基盤整備機構
販路支援部販路支援課（海外マッチング支援担当）

当機構では、中小企業者の海外事業展開を支援するため、海外展開に係る商談アテンド、相談等を行っております。今般、こうした支援の最前線で企業支援を担う「支援チーム」の維持・拡充のため、ご協力いただくアドバイザーを公募します。

1.事業目的

海外市場に活路を見出そうとする日本の中小企業・小規模企業者に対して、実施フェーズに合わせたアドバイス、対面やWeb会議システム等による商談補助等の支援を行います。

2.募集職種

中小企業アドバイザー（国際化・販路開拓）

3.募集人数

1名

4.主な業務実施場所

中小機構本部（東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル5F）

※このほか、支援先企業所在地、海外現地で業務を実施していただくことがあります。

5.業務依頼内容

（1）中小企業の海外展開に関するアドバイス

当機構本部、アドバイス企業の事務所、その他商談会場やWeb会議システムの活用等で、海外展開を志向する中小企業へのアドバイスや助言等を通じた販路開拓や商談の支援を行っていただきます。

（2）海外展開セミナーにおける講演及び講師の発掘・選定

自治体や公的支援機関等が主催する中小企業の海外展開に資するセミナー等で講演を行っていただきます。また、セミナーに適した講師の発掘・選定を行っていただきます。

（3）情報提供サイトにおける執筆

当機構では、ウェブサイト上、新聞記事等で海外展開を志向する中小企業向けの情報提供を実施しており、その際、原稿執筆等を行っていただきます。

（4）その他

我が国中小企業の海外展開及び当機構の海外展開支援事業に関し、必要に応じて業務協力をしていただきます。登録アドバイザーの発掘や、関係機関との連携企画なども行っていただきます。

6.選考基準

以下（1）～（4）を満たすこと

（1）中小企業の経営に関する知見

①中小企業の経営実務に関しての深い知見を有すること

- ②中小企業経営者等との幅広い人脈を有すること
- ③上記①、②の能力を維持しており、本業務で活用できること
- (2) 中小企業の海外投資・海外販路開拓について以下の①、②のいずれかを満たす者
 - ①海外投資、工場立ち上げ、現地法人の経営等についての経験
 - ・海外で工場経営等全社的なマネジメント経験を有すること
 - ・現地の投資環境、外資誘致策、技術レベル等に精通していること
 - ・特定分野・業種・製品等について専門的な知識を有していること
 - ②海外販路開拓及び海外販売（輸出入貿易実務を含む）についての経験
 - ・海外でのマーケティング経験を有すること
 - ・現地の業界、流通、消費者等に精通していること
 - ・特定分野・業種・製品等に精通し流通構造、商品流通等の専門的な知識を有すること
 - ・海外の販路拡大を目的としたWebサイトの構築方法、またその効果的な運用方法について知識・経験を有すること
- (3) 「国・地域」に関する政治・経済・経営情報・知識
 - ①実務経験を通じての当該国・地域に関して十分理解していること
 - ②業務遂行上必要な情報収集に活用できる人的ネットワークを有すること
 - ③上記①、②の能力を維持しており、本業務で活用できること
- (4) その他
 - ①海外駐在経験を有すること
 - ②健康状態が良好であること
 - ③刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）
 - ④契約期間の開始月において、満70歳未満であること
 - ⑤PC等のOA機器を自身で活用して遅滞なく業務を進めることができること
 - ⑥海外現地でビジネスを行うための十分な語学力（英語またはその他の言語でのビジネスミーティング、ディスカッション、Eメール作成、レター作成等の文書作成を遅滞なく円滑に進めることができる）を有すること
 - ⑦電子メール、Skype、TV電話、MicrosoftのWord、Excel、PowerPoint等の手段を効果的に活用し、中小企業に対して理解しやすく効果的な支援が実施できること
 - ⑧本業務に対して十分な活動時間を確保でき、支援企業などからの要望に迅速に対応できること
 - ⑨本事業及び他の中小機構事業で契約実績のある場合、契約期間中に事務手続き、業務報告等で重大な問題を起こしていないこと

7.重点募集分野

以下の経験のある方が望ましい。

(1) 業種

物流・流通（運輸業）、卸売業、医療機器製造業、自動車部品製造業、航空宇宙産業、食品加工業等

(2) 国・業務経験

東南アジア、米国または欧州における上記製品の製造・流通・販売に関わる実務

(3) 業務日数・時間

- ・毎月10～15日程度の業務量を想定
- ・業務時間は、職員に準じて9:00-17:45を想定

8.登録期間

- (1) 当該事業年度末までの1事業年度
(本公募については令和3年4月1日付での登録を予定しております。)
- (2) 実績等を評価したうえで、必要に応じて1事業年度単位で更新登録あり

9.契約方式

業務委託契約（登録方式）

※雇用契約ではありません

10.報酬等

月10～15日相当の業務量を想定しています。

1日相当業務：4万円

11.旅費交通費の支給

- (1) 業務謝金には、圏内での活動の交通費が含まれるものとしています。ただし、業務実施先がご自宅（またはご自身の事務所）から片道約50kmを超える場所となる場合には、出張旅費を支給します。
- (2) 旅費については全てアドバイザーによる事前立替とし、精算時には必要に応じて領収書等証憑類を提出いただきます。
- (3) 旅費支給額については、全て中小機構の規程により算定されます（実費精算ではないため、実際に利用した経路・交通機関と異なる場合があります）。

12.謝金及び旅費のお支払先について

業務報告書等で実施内容を確認し、所定の源泉徴収額を控除した後にアドバイザー本人名義の個人口座へ振り込みます（振込口座は日本国内銀行口座に限ります）。

13.応募方法および締切

令和3年3月1日（月）17時（必着）までに、Eメールにてceo-network@smrj.go.jp（公募受付アドレス）あてに、指定様式（履歴書（手書き不可））ファイルを添付のうえご送信ください。

※Eメール件名には、「中小企業アドバイザー公募の件 /（氏名）」とご入力下さい。

（件名例）「中小企業アドバイザー公募の件 / 中小 太郎」

※応募の受付はEメールのみです。郵送・持ち込みでは受け付けません。

14.公募スケジュール

- (1) 公募期間 令和3年2月1日（月） ～ 令和3年3月1日（月）17時
- (2) 書類審査・面接審査 令和3年3月1日（月） ～ 令和3年3月12日（金）
- (3) 審査結果 令和3年3月下旬以降、順次Eメールにて通知（4月1日付で登録予定）

15.選考方法及び結果の通知

- (1) 提出していただいた履歴書による書類審査を行います。書類審査に通過した場合、必要に応じて面接審査を行います。なお、面接の実施にあたって交通費の支給はございませんので予めご了承ください。コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、面接審査は原則Web会議システムにて行います。

- (2) 登録を依頼する方には併せて手続に必要な書類を送付いたします。
- (3) 選考過程、可否の理由については一切お答えいたしません。
- (4) 応募に際してご提出いただいた書類一式に関しては、結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
- (5) ご提出いただいた履歴書等の個人情報、当機構で行う業務以外には利用いたしません。

16.注意事項及び登録後の禁止行為

- (1) アドバイスにあたっては、公正、中立的な立場から行っていただきます。
- (2) 登録後以下の行為を禁止します。
 - 1) 履歴、保有資格等を詐称すること
 - 2) 中小機構の禁止又は注意の指示に従わないこと
 - 3) 中小機構の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること
 - 4) 中小機構が委託した業務に関連して知り得た機構又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること
(自身の行うコンサルティング事業等への誘導を含む)
 - 5) アドバイザーの身分において、中小機構以外の者から不当に金銭を収受すること
 - 6) 中小機構の名称、略称若しくは呼称、機構の事業の名称等又はアドバイザーの名称等をみだりに使用すること（自身の行う事業での中小機構アドバイザー名刺の配布、ホームページへの中小機構アドバイザー名称記載等の行為）
 - 7) 虚偽の報告をすること
 - 8) その他中小機構の業務執行に支障があると判断される行為を行うこと

以上